

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

募集要項

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	4	第2	8					事業期間	※ただし、令和8年3月31日を限度とし、事業期間を延長することがあるとの記載について、延長する場合、考えられる要因についてご教授願います。また、延長の原因が請負者に帰さない場合、経費等の清算は考慮していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段：設計・施工期間の延長によるものが想定されます。後段：発注者が負担すべき合理的な理由がある場合は発注者が負担します。ただし、通常の打合せ協議や、ワークショップ等の実施による町民等の意見聴取・反映、行政指導への対応や許認可の取得等を原因とした経費の清算は行いません。
2	4	第2	8					事業期間	設計期間と施工期間について、それぞれ定める必要はありますか。	お見込みのとおりです。様式I-1において、設計期間と施工期間を提案してください。
3	4	第2	8					事業期間	事業期間延長に対しては、設計期間及び施工期間が必要だという理由で延長は可能ですか。	お見込みのとおりです。設計・施工期間を延長する場合はその期間に応じて、事業期間についても令和8年3月31日までを限度とし、延長することがあります。
4	4	第2	8					事業期間	令和7年10月31日の設計・施工期間の限度期日は必須ですか、またその期日は建設物の引渡し日を指すのですか。	お見込みのとおりです。令和7年10月31日までに本施設を引き渡ししてください。
5	4	第2	8					事業期間	光熱費、保険等の貴町への引継ぎのタイミングはいつと考えれば宜しいですか。	施設引き渡し時に切り替えてください。
6	4	第2	8					事業期間	開校準備期間の、作業内容を具体的にお示しください。	要求水準書P62に記載のとおり、設備等の使用説明会の実施や、町が実施する完成見学会への協力を想定しています。
7	4	第2	9			②		事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	設計・施工スケジュールを立案するため、モニタリングを行う時期・回数をご指示願います。	募集要項に記載のとおり、町は、事業期間中、常時、モニタリングを実施します。
8	4	第2	9			②		事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	モニタリングの頻度及び対応度合い(費用、対応人数、時間)はどの程度ですか。	No.7参照。町による適宜の状況確認や問い合わせ等を想定し、事業者にて検討してください。
9	6	第3	2			①		業務実施企業の参加資格要件	複数の設計企業で実施する場合とあるが、2社以上での設計JVの組成が必要なのか。その場合、JV構成員の数に限りがありますか。	前段：設計関連業務について、必ずしも複数の設計企業で実施する必要はありません。後段：共同企業体の構成員の数については、制限はありません。
10	6	第3	2			①		業務実施企業の参加資格要件	複数の設計企業で実施する場合とありますが、単体企業としての参加で良いのでしょうか。	No.9参照。
11	6	第3	2			②		業務実施企業の参加資格要件	複数の建設企業で実施する場合とあるが、場合とあるため、複数では無く1社での実施でも可能と考えて宜しいですか。また複数での実施の場合、JV構成員の数に限りがありますか。	前段：お見込みのとおりです。施工関連業務について、必ずしも複数の建設企業で実施する必要はありません。後段：共同企業体の構成員の数については、制限はありません。
12	6	第3	1			① ②		応募者の構成等	①に応募者は、複数の企業で構成されるグループとする。とあり、②に応募者は、特定建設工事共同企業体(甲型)を結成すること。とありますが、この特定建設工事共同企業体とは設計業者、施工業者、工事監理業者で共同企業体を結成するということでしょうか、その場合は担当する業務の内容が違うので(甲型)ではなく、(乙型)ではないのでしょうか。施工を共同企業体で行う場合を指すのであれば(甲型)かと思いますが、ご教授ください。	前段：お見込みのとおりです。後段：共同企業体の類型(甲型、乙型)については事業者の提案とします。募集要項を修正します。
13	6	第3	1			②		応募者の構成等	応募者は、特定建設工事共同企業体(甲型)を結成するとありますが、それは設計・施工・工事監理で結成する企業体を指すのですか。	お見込みのとおりです。No.12参照。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

募集要項

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
14	3	第3	1			④			代表企業は、全構成員中最大の出資者であることとありますが、施工会社である代表企業と設計会社がジョイントベンチャー形式で参画する場合、新たな事業会社を設立する必要はないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	3	第3	1			④			No.14の場合、リスクを最終的に負担するのは代表企業との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の構成員ごとの分担については、出資割合や役割等に応じて適切に分担してください。
16	6	第3	1			④		応募者の構成等	代表企業は、全構成員中最大の出資者であることとありますが、施工会社である代表企業と設計会社がジョイントベンチャー形式で参画する場合、新たな事業会社を設立する必要はないと考えてよいでしょうか。この場合、瑕疵等のリスクを最終的に負担するのは代表企業との理解でよいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。No.15参照。
17	6	第3	2					業務実施企業の参加資格要件	業務実施企業と構成員の意味合いは同じと考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
18	6	第3	2			②		業務実施企業の参加資格要件	複数の建設企業で実施する場合とあるが、単体企業としての参加で良いですか。	施工関連業務について、単独または複数の建設企業での実施が可能です。
19	7	第3	2			②	b	業務実施企業の参加資格要件	本町の入札参加資格者名簿の建築一式工事、電気工事又は管工事に登録されている事とありますが、代表企業若しくは構成員に於いて建築一式工事以外で電気工事又は管工事の登録が必要という事でしょうか。	建築一式工事、電気工事、管工事のいずれか1つの登録で結構です。
20	8	第3	5					応募者及び協力企業の変更	共同企業体の構成員については、資格・能力面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とするとありますが、明和町からの指示による追加及び変更が可能という事か。若しくは落札グループからの要請により追加及び変更を認めて頂けるという事でしょうか。またこの時期は契約後を指していると考えて良いのでしょうか。認められる期限はありますか。	前段：原則として、共同企業体の構成員の追加及び変更は認めませんが、事業者からの要請に応じて、やむを得ない事情がある場合と本町が判断する場合には、追加・変更は可能とするものです。 後段：時期については制限はありません。
21	9	第4	2					募集選定スケジュール	提案審査に関する提出書類の受付締切が令和4年12月23日とありますが、令和5年1月20日頃として頂く事は可能でしょうか。(期間が短く、設計・見積の対応が困難であるため)	公募期間は約4か月程度の適正な期間を設定しており、また、事業提案書の入念な審査を行う必要があるため、原案のとおりとします。
22	10	第5	2	(2)		②		募集要項等に関する説明会等	令和4年9月20日の事業予定地見学会実施後の現地調査や写真撮影は可能ですか、また可能な場合どのような手続きが必要ですか。	可能です。募集要項P10に記載の担当窓口まで事前に連絡してください。
23	11	第5	2	6		①		受付期限	令和4年8月31日に公表されました募集要項に提案審査に関する提出書類の受付期間が「令和4年12月23日」と記載されておりますが、当DB事業の公告からの期間があまりにも短すぎるため、提出書類(提案書)を作成する時間が足りません。多くの参加者が通常通りの施設計画案を提案できるように、受付期間を伸ばして頂く事は可能でしょうか。当DB事業への参加判断にも多大な影響を及ぼしますのでご配慮頂きます様、よろしく願い申し上げます。また、「2 募集選定スケジュール(予定)」の仮契約及び、本契約締結のスケジュールを守る事が前提かと思っておりますので、伸ばして頂く期間は【令和5年1月31日】として頂きたいと思っております。よろしく願い申し上げます。	No21参照。
24	12	第5	2	(7)		⑥		審査の手順	最も優秀な提案を行った者が、基準価格を上回る提案であった場合でも優先交渉権を得ると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

募集要項

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
25	12	第5	2	(8)				公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施	詳細については、応募者に別途連絡するとあるがいつ詳細条件を頂けるのか。参加人数制限や使用可能な機材やパワーポイント等のプレゼン媒体を1回質問回答でお示し頂きたいです。	公開プレゼンテーションに関する参加人数や使用可能な機材等の詳細の通知は、令和5年1月中旬以降を予定しています。
26	12	第5	2	(8)				公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施	公開プレゼンテーションを聴取できる地域の限定はありますか。又、詳細については、応募者に別途連絡するとありますが、連絡時期はどの段階ですか。	前段：聴取可能地域の限定はしない想定です。 後段：No.25参照。
27	15	第7	3					業務の委託	協力企業以外の者に設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできないとありますが、協力企業としての届出を審査提出書類の中で提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。協力企業がある場合は、様式2-5「応募グループ構成表及び役割分担表」に適宜記入欄を追加し、様式2-8「業務実施体制」にも明記してください。
28	16	第7	5					土地の使用	工事着手予定日以前に、設計に必要な地質調査・現況レベル測量・雨水排水調査は可能と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
29	16	第7	5					土地の使用	工事着手とは請負契約後と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
30	16	第7	5					土地の使用	工事着手予定日以前についても、ホーリング等の設計調査や工事前準備おける期間についても無償で使用できるものと考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
31	16	第7	5					土地の使用	工事着手日迄は明和町側で事業用地の使用計画があるという事でしょうか。	工事着手までは、これまで通り中学校の部活や各種スポーツ団体、明和町社会福祉協議会の職員駐車場、グラウンドゴルフの使用を想定していますが、必要な事前調査業務(地盤調査等)の際には本町が調整します。
32	17	第8	2	(2)				設計・施工請負契約の概要	請負契約書は、設計・施工・工事監理をまとめて契約するものですか。また、その際にはそれぞれの費用の記載は必要ですか。	お見込みのとおりです。設計・施工請負契約書(案)を参照してください。業務ごとの金額の内訳については、様式A-4の価格提案内訳書に記載してください。
33	17	第8	3					契約金額	予定価格の算定方法をご教示ください。	非公表です。
34	17	第8	3					契約金額	本町は予定価格を算定し、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合、見積書中の価格に、当該価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額を契約金額にすると記載がありますが、提案した価格が予定金額以上だった場合、消費税等を加えた金額での契約を締結頂けないのでしょうか。	応募時点で提案価格が基準価格を上回ることは差し支えありませんが、優先交渉権者の決定後は、本町と優先交渉権者で提案内容に関する協議を行い、その結果に基づき、本町は予定価格を算定します。そして、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合、仮契約の締結となりますが、見積書の金額が予定価格を上回る場合は契約できません。
35	17	第8	3					契約金額	本町は予定価格を算定しと記載があるが予定価格を上回った提案であった場合において優先交渉権者と金額交渉の可能性がありますか。	No.34参照。
36	17	第8	4	(1)				設計関連業務費	設計施工期間が令和7年10月31日まで延長したとした場合における支払い条件をご教示ください。	設計関連業務費は令和5年度内に完了払いを想定しています。設計・施工期間が令和7年10月31日まで延長し、設計関連業務が令和6年度中に完了した場合、設計関連業務完了後に完了払いを行います。
37	18	第8	4	(2)				施工関連業務費	設計施工期間が令和7年10月31日まで延長したとした場合における支払い条件をお示しください。設計期間が令和5年度中と考えた場合には、支払い年度を1年度繰り下げると考えれば宜しいですか。	令和6年度に施工関連業務に着手した場合、令和6年度内に前払い並びに部分払い、令和7年度内に完了払いを想定しています。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

募集要項

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
38	18	第8	4	(2)				施工関連業務費	令和5年度末時点において、出来高金額が施工関連業務費の30%であった場合、前払いの金額としては30%になるのでしょうか。	施工関連業務費の40%の支払いとなります。募集要項を修正します。
39	18	第8	4	(3)				工事監理関連業務費	設計施工期間が令和7年10月31日まで延長したとした場合における支払い条件をお示ください。設計期間が令和5年度中と考えた場合には、支払い年度を1年度繰り下げると考えれば宜しいですか。	令和6年度に工事監理関連業務に着手した場合、令和7年度内に完了払いを想定しています。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

設計・施工請負契約書(案)

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○				3			事業期間	基本設計納期、実施設計納期、施工期間と記載が区別されているが、施工期間の完成以外の個別の納期に遅延があった場合、不履行となりますか。	第54条第1項(1)、同条第5項に関連しますが、明らかに大幅な納期の遅延がある場合等、遅延の程度により判断します。
2	○				3			事業期間	契約期間とは事業期間の事を指すのですか。	お見込みのとおりです。募集要項P4参照。
3	○				7			請負者	ここでいう請負者とはどの企業を指すかお示ください。特定建設工事共同企業体と表記されていますが、応募グループの事を指すのですか。	事業者が結成する特定建設工事共同企業体を指します。
4	○				7			請負者	請負者ではなく受注者という表現が正しいと考えますが如何ですか。	設計・施工請負契約であるため、請負者としています。
5		○	1	13				総則	データの未入手が、「天災地変等の不可抗力及び」募集要項等とする事は出来ますか。	できません。
6		○	25	1				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	工期内で請負契約締結の日からとあるが、請負契約締結から1年後に工事着手を行う場合、その時点で請負代金額が不相当と認められた時は、この条文が適用されると考えてよいか。また、不相当とはどの程度を指すのかお示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に、「建築費指数—学校(RC):建設物価指数月報(財団法人建設物価調査会)」が1000分の15を超える変動がある場合を指します。
7		○	25	5				請負代金額の変更方法等	特別な要因とはどのような事を指すのですか。	現時点で想定するものではありません。
8		○	39					債務負担行為に係る契約の特則	各年度の限度額は、設計、施工、工事監理別に記載するのですか。	合算した記載を可能とします。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

要求水準書

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		2	1	1							明和町の学区域を明示した地図を提供していただくことは可能でしょうか。(統合する3つの小学校の学区域ならびに北野、クイーンヒルズ、東野及び平尾の4地区の範囲がわかりません)	要求水準書の添付資料として追加で公表します。
2	○		2	1	1							小学校、こども園の登下校時間、放課後児童クラブの下校時間をご教示ください。	本施設については未定です。参考までに、現在の小学校等の登下校時刻を要求水準書の添付資料として追加で公表します。
3	○		3	1	2	3					連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり	明和町におけるコミュニティスクールと地域学校共同活動の最近の履歴を教えてください。	コミュニティスクールについては未実施です(令和5年度の明和中学校への導入が町内初となる予定)。学校支援地域本部として、学校支援ボランティア事業(登下校の見守り、本等の読み聞かせ、体験学習の講師など)を町内全小中学校で実施しています。
4	○		3	1	2	3					連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり	明和町におけるコミュニティスクールと地域学校共同活動の現時点における具体的な課題があれば教えてください。	コミュニティスクールについては未実施です(令和5年度の明和中学校への導入が町内初となる予定)。学校支援地域本部としては高齢化により学校支援ボランティア事業の担い手が少なくなってきたことが挙げられます。
5	○		3	1	2	3					連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり	地域の人たちから地域の文化・伝統を学ぶ「外との学び」実践例がありますでしょうか。	最近では、校外(地域)学習として、稲作体験(代掻き、田植え、稲刈り、脱穀、籾摺り)や町内の祇川について歴史を学びながらの水生物調査、町内の御糸織物の工場見学等を行っています。
6	○		5	1	3	1					事業の対象となる施設	本事業期間中に、本事業以外の周辺道路整備などの別途発注工事の予定は有りませんか。	要求水準書P24(3)にある下水道本管の事業予定地の東側交差点付近までの延伸整備や、町道上御糸南4号線の北側に沿う側溝の整備を行い町道上御糸南4号線の有効幅員を北側に沿う側溝まで広げる整備を別途実施する予定です。
7	○		5	1	3	3	(1)		①		設計関連業務	事業予定地は文化財調査対象地域外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○		5	1	3	3	(2)		①		施工関連業務	既存施設の解体・撤去を含むとありますが現存する倉庫、ベンチ、バックネット等の解体・撤去は見積範囲内に含むと理解してよろしいでしょうか。	事業予定地である南側のグラウンドにある倉庫やベンチ、バックネット等は、原則、引き続き利用することを想定します。また、北側のグラウンドにある倉庫については、原則、移設を想定しますが、移設先や利活用法については事業者の提案によるものとします。なお、要求水準書P42(4)キ、P58(1)オに記載のとおり、既存の防球ネット・クラブハウスは引き続き利用します。
9	○		5	1	3	3	(2)		①		施工関連業務	建設予定地に樹木等が現存しておりますが工事着手前に撤去されると理解してよろしいでしょうか。又、保存すべき記念樹などはございますでしょうか。	前段:工事の実施に際して樹木等を伐採する必要がある場合は、事業者にて撤去してください。 後段:保存すべき記念樹は特ありません。
10	○		5	1	3	3	(2)		①		施工関連業務	既存施設解体が工事に含まれますが、アスベスト調査は明和町で調査されていますでしょうか。調査されていれば調査書を開示頂けないでしょうか。	アスベスト調査は実施していません。なお、クラブハウスについてはNo.8参照。
11	○		6	1	3	4					セルフモニタリングの実施	募集要項で「民間事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定する」との記載がある一方で、要求水準書で本町のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、実施報告書(本事業の要求水準の全ての内容をリスト化し、セルフモニタリングの実施状況や本事業の要求水準の達成合否について分析・評価したもの)を本町に報告するとあります。いわゆるプロポーザル提案と異なり、今後落札後の協議で具体化し決めるのではなく、性能としての要求水準書を提案時に確実に達成することを担保すること今回の提案で町は求めているとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書に記載の業務内容を履行し、性能面では要求水準を上回るように履行する必要があります。
12	○		6	1	3	4					セルフモニタリングの実施	設計終了段階で要求水準を達成したことをセルフモニタリング・モニタリングで確認した場合、施工業務が手続き上適切に行われ瑕疵が生じていなければ施工上も要求水準が達成されたと推定してよいでしょうか。	要求水準書に記載の業務内容を履行し、要求水準を上回るように履行していれば、要求水準書を達成しているものと判断します。
13	○		11	1	6	4					想定学級数及び児童等の人数	放課後児童クラブの児童数については将来的に増加することを想定しなくてよいでしょうか。	要求水準書P11の4. 想定学級数及び児童等の人数に示した児童数等を基準に提案してください。それ以上の提案については、事業者の提案によるものとします。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

要求水準書

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1	①	ア	項目等	質問内容	回答
14	○		15	2	1	1		3)		ア	内装	木材(三重県産材)を取り入れる事とありますが仕上げ材のみと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	事業者の提案によるものとします。
15	○		15	2	1	1		3)		ク	内装	床はカーペットを使用しないこととありますが職員室床のOAフロア部分は塩ビタイルと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
16	○		20	2	1	4	(2)	5)		エ	受変電設備・非常用自家発電設備	事業者がPPA事業者を探しとあるが、この業務は事業者側の必須業務と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
17	○		20	2	1	4	(2)	5)		エ	受変電設備・非常用自家発電設備	PPA事業の具体的な内容は審査において評価の対象となりますか。この場合何を基準に審査されるのでしょうか。PPA事業そのものは別途発注になるので応募者で担保することができません。	提案審査において、PPA事業の具体的な内容を審査することは想定していませんが、要求水準書に記載のとおり、PPA事業者を探して本町との協議に協力する必要があります。
18	○		21	2	1	4	(2)	5)		エ	受変電設備・非常用自家発電設備	設置場所を「貸与」とありますが、無償で貸す意味で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	○		21	2	1	4	(2)	6)		ア	警備・防災設備	警備システムの配線及び機械機器は明和町からの発注で本工事では空配管のみと考えて宜しいでしょうか。	警備会社との協議を行い、本事業において事業者の負担により設備機器を設置してください。
20	○		21	2	1	4	(3)	1)		イ	空調設備	職員室は1系統が故障しても別系統で維持できるとは、職員室は他と切り離し単独空調と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
21	○		21	2	1	4	(3)	1)		ウ	空調設備	体育館等の大空間とは具体的にどの部屋かご教示ください。	体育館の他、例えば、図書室や遊戯室等が考えられますが、事業者の提案によるものとします。
22	○		22	2	1	4	(3)	1)		オ	空調設備	修理対応が迅速(1週間程度)とは、初期診断対応が1週間程度以内とし、機器類修繕完了までは部材等納期の状況によりその都度協議すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○		22	2	1	4	(3)	1)		カ	空調設備	天井等とは、天井内(天井裏)、壁内は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	天井内(天井裏)、壁内も含みます。
24	○		22	2	1	4	(3)	1)		キ	空調設備	デマンド管理機能は、4段階以上制御可能な各空調機メーカー標準仕様のデマンド制御でよろしいでしょうか。	構いません。
25	○		22	2	1	4	(3)	2)		ウ	換気設備	換気口には汚染された空気の流入を防ぐためフィルター等を備えるとは、一般的なネットフィルター程度と考えてよろしいでしょうか。	一般的な仕様のもので構いません。
26	○		24	2	1	5	(2)			ア	上水道	接続計画は、事業者の提案によるとありますが、給水計画は各施設別々に管理できるようにするとは、給水本管から1本引込し本メーターを取り付けて、各施設へはサブメーターを取り付けて管理すると考えてよろしいでしょうか。	引き込み計画は事業者の提案によるものとしますが、次の口径・給水方法を基準としてください。 新小学校分:給水本管よりφ50mm1本引き込み 放課後児童クラブ分:新小学校分の引き込みよりサブメーターを取り付けて管理 認定こども園分:給水本管よりφ40mm1本引き込み
27	○		24	2	1	5	(3)			ア	下水道	下水道本管は今後東側交差点まで延伸する予定とありますが、延伸工事の終わる予定がわかればご教示ください。	令和7年12月までに本管工事並びに公共柵の取り付け工事を完了予定です。
28	○		24	2	1	5	(3)			イ	下水道	下水道整備に伴う受益者負担金は、事業者負担として積算に見込むと考えて宜しいですか。	受益者負担金については、町で減免手続きを行います。事業者負担はありません。
29	○		25	2	1	6	(2)				避難所利用を想定した施設計画	「防災倉庫」の設置は想定されていますか？また、設置する場合の必要寸法等をご教示ください。	防災拠点として活用できるよう、事業者にて提案してください。
30	○		31	2	2	1	(1)	4)	②		職員室等	各施設の鍵管理の考え方を教えてください。	新小学校、放課後児童クラブ、認定こども園のそれぞれで鍵を管理できるようにしてください。また、地域開放の対象となる諸室は独立して使用できるようにしてください。
31	○		34	2	2	1	(1)	5)	②		廊下	児童が使用する雑巾等を掛けるフックは必要でしょうか。	事業者の提案によるものとします。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

要求水準書

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
32	○		38	2	2	1	(2)				給食室	現在の各小学校に従事されている町職員さんが引続き業務をされるのでしょうか。それとも、給食調理業務を町から民間企業などに外部委託する可能性はありますか。	給食調理業務は、民間委託することを想定しています。
33	○		42	2	2	1	(4)				グラウンド	グラウンドの復旧は現状復旧と考えてよろしいでしょうか。その場合現状の真砂土、碎石等の断面がわかるものがあればご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:資料はありません。
34	○		42	2	2	1	(4)			エ	グラウンド	雨水貯留機能を設けるとありますが想定された材質(コンクリート製、樹脂製等)があればご教示ください。	事業者の提案によるものとします。
35	○		42	2	2	1	(4)			エ	グラウンド	事業予定地の雨水排水は南側方向へ流す計画とありますが、工事で発生する濁水においてははっきり濁水対策を行う前提で周辺側溝に排水させていただいてもよろしいでしょうか。	三重県公共工事共通仕様書に準拠し、適切に処理してください。
36	○		43	2	2	2		1)		ア	共通	「放課後子ども教室は放課後に児童を対象として行う、学習や体験・交流活動」とありますが、放課後児童クラブと連携する諸室は図工室、家庭科室、体育館のみを想定し、普通教室と一体的に整備する多目的スペース(オープンスペース)は含まないと考えて宜しいですか。	放課後児童クラブと放課後子ども教室等との連携については、特別教室(図工室、家庭科室)や体育館の他は、事業者の提案によるものとします。
37	○		49	2	2	3			20)	エ	園庭	収納型プールは既存のものを本工事で運搬再利用でしょうか。既存品の場合メーカー型番、寸法等ご教示下さい。また、新設の場合規格(何名用)水準をご教示ください。	収納型プールは、園児30名程度が入る規格を新設してください。
38	○		49	2	2	4		2)			植栽	植栽について、高木は避け、可能な限り維持管理が容易な低木を前提とすることあります。教育上も高木があることは必要と考えた場合、管理上の配慮を行えば中高木を植えることは可能でしょうか。	中高木を植える提案も可能ですが、設計段階において学校側とも協議の上、可否を決定します。
39	○		50	2	2	4		3)		カ	駐車場・駐輪場	「スクールバス」の車輛寸法、車種、台数等ご教示ください。	現時点では未定ですが、車両は、乗車定員45人乗り程度の大型バスを想定してください。
40	○		50	2	2	4		3)		カ	駐車場・駐輪場	登下校はともに徒歩以外はスクールバス利用と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	○		50	2	2	4		3)		カ	駐車場・駐輪場	スクールバスの利用者は小学校の児童のみで、住民等の他の利用者は想定していないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	○		51	2	2	6		6)		ア	その他	「事業予定地の雨水排水は南方向へ流す計画」とありますが、町道大淀役場坂本線へ接続する埋設配管の管径・管底などの資料を提供願います。	提供できる資料はありません。なお、埋設配管についてはヒューム管(φ600mm)とし、町道上御糸南9号線の敷地内を配管し町道大淀役場坂本線へ接続する地点に1号マンホール(H=4.95m)を整備してください。
43	○		51	2	2	6		6)		ア	その他	事業予定地の既設雨水排水計画(表面貯留等の能力が分かる資料)の計算書を提供願います。	要求水準書の添付資料(資料15)として追加で公表します。
44	○		56	3	3	2				エ	工事計画策定に当たり留意すべき項目	近隣住民や教職員等工事内容を周知徹底とありますが、教職員とは明和中学校の教職員が対象ですか。又、近隣住民の自治会範囲の指示をいただけますか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:近隣住民は中馬之上自治会、新馬之自治会、野苅蒲自治会の範囲を想定していますが、事業者との協議を踏まえ、本町が決定します。
45	○		56	3	3	2				エ	工事計画策定に当たり留意すべき項目	周辺住民・明和町各地区及び明和町町立小学校等建設検討委員会からの工事中に関する要望事項・注意事項は有りませんか。	現時点では特に要望事項はありません。
46	○		56	3	3	2				オ	工事計画策定に当たり留意すべき項目	周辺の学校における児童等の登下校時間帯についてわかる範囲で教えていただけないでしょうか。	No.2参照。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

要求水準書

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
47	○		56	3	3	2				オ	工事計画策定に当たり留意すべき項目	児童の登下校に充分留意する前提で東側道路沿いに工事用車両の出入口を設置してもよろしいでしょうか。	児童等の安全に十分配慮することを前提とし、本町の道路管理者並びに下水道延伸整備担当者との調整の上で、東側道路沿いに工事用車両の出入口を設置することは可能です。
48	○		56	3	3	3				ア	実施体制	建設企業における主任技術者等及び現場代理人の配置期間は施工期間を満たしておれば良いと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	○		58	3	3	5	(1)				施工関連業務	施工計画書及び施工管理の基は、国土交通省公共建築工事標準仕様書・管理指針・写真の撮り方など、官公庁工事と同等と考えて宜しいですか。又、明和町独自の工事管理方針は有りませんか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：本町独自の方針はありません。
50	○		58	3	3	5	(1)				施工関連業務	工事敷地内は、工事着手後全て仮囲い等で区画し、工事スペースとして計画して可能ですか。一部を解放し、町主催の催し物及び野球・ソフトボール等に使用予定は有りませんか。	前段：可能です。 後段：工事着手後は、事業予定地を使用する予定はありません。
51	○		58	3	3	5	(1)			ア	施工関連業務	工事車両経路の町道路の経路指定は有りますか。	ありません。
52	○		58	3	3	5	(1)				施工関連業務	施工期間中に児童が参加できるイベント等の企画が提案されることを期待するとありますが、それは施工中または完成後の現場見学など地域に密着したイベントを考えるという事でよろしいでしょうか。	施工期間中における各種イベント(例 内装の仕上げに文字を描く等)の企画が提案されることを期待するものです。
53	○		58	3	3	5	(1)				施工関連業務	施工期間中に児童等が参加できることのできるイベント等の企画とありますが、大淀・上御糸・下御糸地区以外の児童・園児もお考えですか。又、町主催の、施工中の町民等への工事説明会は想定されてますか。	前段：新小学校の校区の児童を想定しています。 後段：現時点では未定です。
54	○		61	3	3	6	(1)	3)			完成図書	完成時の提出書類にある施設案内映像(DVD)の使用用途及び一式の数量をお示ください。	町民等や他の自治体等からの視察時の説明などに使用することを想定しています。数量は、3枚程度を想定しています。
55		3									事業予定地現況測量図	現況測量図及び縦横断面図のCADデータが御座いましたら提供願います。	資料3 事業予定地現況測量図のCADデータを配布しますので、配布を希望する企業は、募集要項に記載の担当窓口ご連絡ください。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

事業者選定基準

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		○	7	4		スケジュール(工事 工程)	スケジュール(工事工程)の評価は令和7年3月31日工事完成とした場合と、令和7年10月31日工事完成とした場合とで評価に影響有りますか。	工期設定の妥当性も勘案するため、工期の長短のみで評価するものではありません。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

様式集(資格審査)

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	資格審査に関する提出書類	ファイルについて、色や種類などの指定はありますか。	ファイルに指定はありません。
2	○		1	資格審査に関する提出書類	応募グループ名とあるが、グループ名称は任意の設定で宜しいですか。(例:○○建設・○○設計事務所グループ)また、資格審査提出後に記号を付与されると考え、あくまでここで設定するグループ名が正式グループ名と考えれば宜しいですか。	前段:グループ名は任意で構いません。 後段:お見込みのとおりです。
3	○		1	資格審査に関する提出書類	ファイルに書類名を表記とありますが、どこまでを表記すれば宜しいですか。項目名や添付書類名まで表記が必要ですか、ご指示ください。	ファイルには、参加表明書などの項目名まで記載してください。添付書類名は不要です。
4	○		1	資格審査に関する提出書類	CD-Rに書類名及び項目を明記とありますが、どこまでを明記すれば宜しいですか。項目名や添付書類名まで明記が必要ですか、ご指示ください。	CD-Rには、参加表明書などの項目名まで記載してください。添付書類名は不要です。
5	○		1	資格審査に関する提出書類	作成資料については、文字のフォント指定やカラー指定はありますか。	文字のフォントや色の指定はありません。
6	○		1	資格審査に関する提出書類	CD-Rに保存するファイル形式はPDFファイルでの保存で宜しいですか。また押印部分についてはカラー保存が必要ですか。	前段:PDFで保存してください。 後段:押印部分はカラーで保存してください。
7	○		1	資格審査に関する提出書類	データ作成は項目ごとに作成か1ファイルに纏めての作成かお示しください。	データは項目ごとにファイルを作成してください。
8		2-2	1	本事業における担当内容	担当内容へは「設計関連業務」という記載で宜しいですか。また記載内容によっては参加資格に影響する場合はありますか。	前段:要求水準書P5に示す設計関連業務(①~④)をすべて実施する場合は「設計関連業務(①事前調査業務~④その他)」と記載してください。例えば、事前調査業務など、一部のみを実施する場合は「設計関連業務(①事前調査業務)」と記載してください。 後段:要求水準書P5に示す設計関連業務(①~④)を実施することが応募条件のため、部分的に担当する場合は、その他の構成員と分担のうえ、設計関連業務全体を実施してください。設計関連業務全体を実施することが確認できない場合は、参加資格はないものと判断します。
9		2-3	1	施工関連業務の代表者の別	施工関連業務を単体の会社で応募する場合は「単体」という記載で宜しいですか。	施工関連業務を1者のみで実施する場合は、「単独」と記載してください。
10		2-3	1	本事業における担当内容	担当内容へは「施工関連業務」という記載で宜しいですか。また記載内容によっては参加資格に影響する場合はありますか。	前段:要求水準書P5に示す施工関連業務(①~④)をすべて実施する場合は「施工関連業務(①施工業務~④その他)」と記載してください。例えば、什器・備品等の調達及び設置業務など、一部のみを実施する場合は「施工関連業務(②什器・備品等の調達及び設置業務)」と記載してください。 後段:要求水準書P5に示す施工関連業務(①~④)を実施することが応募条件のため、部分的に担当する場合は、その他の構成員と分担のうえ、施工関連業務全体を実施してください。施工関連業務全体を実施することが確認できない場合は、参加資格はないものと判断します。
11		2-3	2	施工関連業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	2. 延べ面積5,000m ² 以上の官公庁が発注した公共施設の工事を完了した実績を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。とありますが、これらに替えてコリンズの登録内容確認書(工事実績)を添付すればよろしいでしょうか。	施設の種類、規模、工事完了時期等を確認できる書類であれば、コリンズの写しでも構いません。コリンズのみで確認できない情報がある場合は、それを補足する資料(契約書、仕様書、図面等)を提出してください。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

様式集(資格審査)

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
12		2-3	2	当該実績を証する書類	実績証明については請負契約書及びコリス(延床面積記載)で宜しいですか。	No.11参照。
13		2-4	1	本事業における担当内容	担当内容へは「工事監理関連業務」という記載で宜しいですか。また記載内容によっては参加資格に影響する場合はありますか。	前段:要求水準書P5に示す工事監理関連業務(①～②)をすべて実施する場合は「工事監理関連業務(①工事監理業務～②その他)」と記載してください。 後段:要求水準書P5に示す工事監理関連業務(①～②)を実施することが応募条件のため、部分的に担当する場合は、その他の構成員と分担のうえ、工事監理関連業務全体を実施してください。工事監理関連業務全体を実施することが確認できない場合は、参加資格はないものと判断します。
14		2-5		各企業の役割	役割へは「設計関連業務」「施工関連業務」「工事監理関連業務」という記載で宜しいですか。記載内容によっては参加資格に影響する場合はありますか。	要求水準書P5に示す設計関連業務、施工関連業務、工事監理関連業務の中で実施する業務を記載してください。例えば、「施工関連業務のうち、①施工業務及び③ 近隣対応・対策業務を担当」のように記載してください。 後段:要求水準書P5に示す各業務を実施することが応募条件のため、部分的に担当する場合は、その他の構成員と分担のうえ、業務全体を実施してください。業務全体を実施することが確認できない場合は、参加資格はないものと判断します。
15		2-7		委任状	代表企業が本店で申請する場合は、委任状の作成は必要ですか。必要な場合、代表者から自社の社員への委任で宜しいですか。	お見込みのとおりです。代表者から応募手続きを実施する社員へ委任してください。
16		なし		共同企業体協定書	本協定書は、施工関連企業が複数で応募する場合に必要な書類と考えて宜しいですか。	設計関連業務、施工関連業務、工事監理関連業務の各業務において、それぞれ複数の企業で実施する場合の共同企業体の結成の際の参考としてください。なお、本町との設計・施工請負契約の締結に際しては、特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。

第1回募集要項等に関する質問及び意見書 回答

様式集(提案審査)

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	2	②	提案書及び チェックシート	「提案書(1.~8.)」及び「チェックシート(J-1)」を、A3判横長左綴じファイルとして作成とあるが、ファイルの種類に指定はありますか。	ファイルに指定はありません。
2	○		1	2	②	提案書及び チェックシート	副本分については表紙、背表紙、提出書類名の応募グループ名には記号、企業名には匿名とあるが、正本分には正式グループ名と企業名を記載したものを提出と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。